



12月一般質問より(抜粋)

り災証明書発行システムの現状等

Q1 本年4月の熊本地震や10月の鳥取県での地震が発生したが、被災者が、生活再建を行うための支援金受給や災害援護の融資などの各種サービスを受けるために、市町村による家屋の被害認定を受けた上で、り災証明書の発行を受ける必要がある。

今回の熊本地震では、長引く余震に加え市町村の庁舎が被害を受けたり、職員が不足し体制が十分に整わなかったことから、発災後約1か月の間、家屋の被害認定調査や、り災証明書の発行が遅々として進まなかつた。このため、全国の自治体職員が応援に現地に入るとともに、新たに被災者生活再建支援システムを導入し、被害認定調査やり災証明書の発行を行つたと聞いている。このシステムはどういったものなのか。危機管理監に伺う。

A1 被災者生活再建支援システムについては、中越地震をきっかけに、京都大

学、新潟大学及び通信事業者が開発したシステムである。被害認定調査の未経験者でも、市町村で保有する住民データや家屋データを活用して調査を行うことができ、調査結果をり災証明書に反映させることで、り災証明書の速やかな発行と被災者台帳を構築するシステムである。

本システムは、熊本地震発災後に熊本県内の被災市町村に導入され、被災市町村や熊本県大津町に派遣された府職員や府内市町村職員からは、本システムを導入することにより、被害認定調査やり災証明書発行に有用であつたと聞いている。



●2007年大阪府議会議員初当選以来3期連続当選●1956年6月鹿児島県生まれ60歳●海上保安学校卒業・国土交通省・海上保安庁に30年勤務●環境農林水産委員会委員長・都市住宅委員会委員長・府港湾審議会委員等歴任現商工労働常任委員会委員

府内市町村への導入

Q1 大阪府内で大規模な災害が発生した場合に、府民の皆様が避難から生活再建に移行していただくためには、被災市町村により早期に被害認定調査を行い、り災証明書の発行を行う必要がある。

り災証明書の発行のシステム化について、府の考え方や取り組みはどうなつているのか。

また、府内の市町村1市が単独で導入するより、複数の市町村がまとめて導入するほうが、費用が削減でき、り災証明書発行のために多数の人員が必要な家屋被害調査での市町村間のスムーズな救援活動など、市町村にとって有利な点が多いと考える。一方、府内では市町村の約半数が、り災証明書を発行する何らかのシステムを導入しているが、被災者生活再建支援システムを導入しているのはごくわずかと聞いている。

今回の熊本地震においても、システムが有用であり、広域自治体である府がリーダーシップを發揮し、府内市町村に本システム導入の促進を図るべきではないか。危機管理監に伺う。

A1 大阪府では、発災後のり災証明書の発行や被災者の生活再建にあたり、府内市町村においてシステム化が必要と考え、これまで平成7年の阪神淡路大震災を契機に西宮市で開発した被災者支援システムの導入の促進に努めており、

府内市町村の約半数で導入している。

この西宮市の被災者支援システムは、仮設住宅対応などの復旧・復興段階での対応が充実している反面、災害発生時の家屋の被害認定調査がシステム化されておらず、迅速なり災証明書の発行が課題である。

一方、熊本県内で導入された被災者生活再建支援システムは、家屋の被害認定調査やり災証明書発行を行うための機能が充実するとともに、被災者台帳の作成までがシステム化されており、災害発生後のり災証明書発行などに有用である。

お示しのとおり、被災者生活再建支援システムを複数の市町村がまとめて導入するほうが、導入にかかる費用が削減でき、府内市町村が同じシステムを使うことで、災害時に支援・受援どちらも迅速に対応できる利点もある。

府から市町村による共同利用を提案し、市町村にシステムの共同利用と検討会議への参加に関する意向調査を行つた。

現在、25市町村が共同利用に参加したいとの意向を示しており、また14の市町が共同利用には参加しないが、検討会議には参加したいとの意向があつたことから、府が主導して、年明けには検討会議を発足させ、共同利用における費用負担のあり方や途中参加の取扱い等の課題について、検討を進め、府としては市町村が迅速に、り災証明書が発行できるよう支援していく。

想定外の地震に対する広域防災拠点のあり方について

Q1 私が昨年9月の総務常任委員会において南海トラフ巨大地震の被災想定に関連して、南部広域防災拠点の浸水想定について質問した際、南部広域防災拠点は大丈夫だ、との答弁であったが、熊本地震のように想定外の地震がいつ発生するかはわからない。

これまでの災害では想定外の事態が実際に起こっている。広域防災拠点についても、例えば南部防災拠点が津波で浸水し、物資が搬出できない場合など、いろいろな角度から再検討する必要がある。

南部防災拠点は海から近く、またかなり南に位置していることもあり、大和川以南を全てカバーするとなれば、南河内までは輸送に相当な時間がかかってしまうことは明白。

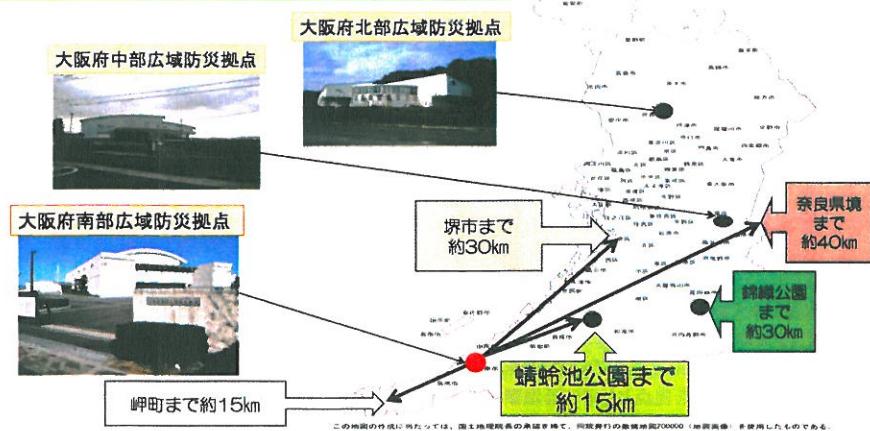
私は、避難者により早く救援物資を届けるためにも、大阪府の南部にもう1カ所、広域防災拠点を設置する必要があると考える。昨年の総務常任委員会では、府の後方支援活動拠点でもある蜻蛉池公園に、新たな広域防災拠点を設ける検討をすべきとも要望したが、熊本地震の経験を踏まえて、広域防災拠点のあり方について、どのように考えられているのか危機管理監に伺う。

A1 広域防災拠点は、大規模災害時に淀川と大和川の二大河川にかかる橋梁が被害を受け、府域が分割されて陸路の輸送が困難になった場合においても、各々の地域で独立して災害応急対策が、迅速かつ的確に対処できる

よう、府内3カ所(万博公園・八尾空港・りんくうタウン)に整備している。

ただ、議員のお示しとおり南部防災拠点は泉州地域の南に位置していることも踏まえ、大阪府として、円滑な配送のためルートを検討するとともに、救援物資のさらなる分散備蓄ができるか、活用できる府有施設の調査や市町村と協議を進めてまいる。

◆南部広域防災拠点からの距離



この地図の作成にあたっては、国土地理院版の地図を基に、同院発行の数種地図(70万図)を使用したものである。(承認番号 平19総研、第19号)